

事業体系

公益目的事業

公 1 事業

都市緑化及び公園緑地などに関する普及啓発、利用促進及び防災機能の強化

●指定管理事業

東京都立等の公の施設を指定管理者として管理運営する事業です。
都立公園、都立庭園、都立霊園、都営の葬儀所等の指定管理者の指定を受けています。

●指定管理事業以外の公益目的事業

- 普及・都民交流事業…緑と水の普及・啓発、公園で活動するボランティアの支援等を通じて、多くの都民が参加できる多様なプログラムを提供し、公園緑地や水辺の利用促進を図る事業です。
- 総合カレッジ事業…広く都民が緑と水に親しみ、その知識を深めていくことを進めていく事業です。
- サポーター基金事業…都立公園や庭園を支援する個人・企業等からの寄付等を有効に活用し、都立公園や庭園の魅力アップと活性化を図る事業です。
- 技 術 関 連 事 業…研究機関等とも連携した調査研究等を実施し、緑と水辺から広げる東京の環境創造への寄与を図る事業です。
- 公園用地取得事業…東京都が整備する都立公園について、政策連携団体の役割を発揮するため公園の事業用地の取得を行い、公園整備事業の推進に貢献する事業です。

公 2 事業

東京都都市緑化基金の造成及び緑化助成事業、緑化普及啓発事業

東京都からの出捐金及び一般からの寄付金を活用し、東京都の民有地緑化を推進する事業です。

公 3 事業

河川及び水辺環境に関する普及啓発、利用促進、施設管理及び防災機能の強化

- 水辺魅力アップ事業…水辺、河川、沿川地域の魅力向上、河川施設の役割や効果のPRを進める事業です。
- 防 災 船 活 用 事 業…防災船として災害対策に備えるとともに平常時に隅田川等を運航し都民に東京の水辺における船旅を提供し、水辺空間のにぎわい創出を目指す事業です。
- 舟 運 活 性 化 事 業…東京都や関係区と連携し、一般船舶による防災船着場の平時利用等を推進していきます。
- 河川・水辺保全事業…東京都からの委託を受けて、地下調節池の保守管理や土砂災害防止に関する業務及び河川工事の工事監督等、都民生活の安全・安心を確保します。

公園収益事業

主に公園・庭園・葬儀所に設置された売店・飲食店・駐車場等から得られる事業収益を公益目的事業（公 1 事業、公 2 事業）に充てるために行う事業です。

水辺収益事業

未利用の河川敷地等を活用して駐車場を運営し、そこから得られる事業収益を公益目的事業（公 3 事業）に充てるために行う事業です。

収益事業

公益財団法人

東京都公園協会

公益財団法人としての事業

本協会は、東京都から公益認定を受け公益財団法人として、公益目的事業を主とした活動を行っています。

公益目的事業は、①都立公園等の公の施設を指定管理者として管理運営する事業、②都市緑化や公園緑地等に関する普及啓発・利用促進を図る事業、③東京都都市緑化基金の造成と、その運用益により東京都の民有地緑化を進める事業、④河川・水辺の安全・安心の確保と、賑わいを創出する事業を行っており、①と②を「公 1 事業」、③を「公 2 事業」、④を「公 3 事業」とし、事業体系を構成しています。

指定管理者制度について…

平成 15 年 9 月の地方自治法改正により、「指定管理者制度」が導入されました。同制度の導入により、それまで公共団体や都の出資法人等のみが管理できるとされていた「公の施設」※の管理を、広く民間の団体に行わせることが可能になりました。この改正は、住民のニーズに、より効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

※「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって、都など地方公共団体が設置し、住民の利用に供する施設をいいます。

〈東京都総務局ホームページより抜粋〉

政策連携団体について…

都の事業協力団体のうち、都と協働して事業等を試行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体が「東京都政策連携団体」と位置付けられています。

東京都公園協会は政策連携団体として、都が掲げる政策実現を図るため、自律経営を促進するとともに、当協会が持つ知識・技術・経験を活かし、公園や河川の安全・安心の確保と魅力の向上を図ります。



砦公園（東京パークガーデンアワード）



木場公園（花と光のムーブメント）



葛西臨海公園